

○議長（古畑浩一君）

田中議員。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

発言通告にのっとり、一般質問を行います。

1、糸魚川市の入札について。

官製談合事件から4年、木浦地区公民館解体工事など、問題となった案件もあったが、入札監視委員会を設け、改善を図られてきたと思う。しかし、旧東北電力ビルの解体工事入札は、5回連続不調となり、今回行われた旧宮田ビルを含めての同時解体工事の入札も不調となった。改めて糸魚川市の入札について、以下伺う。

(1) 令和6年度発注工事の入札で落札率が100%となったのは何件か。また、最も低い落札率は幾らか伺う。

(2) 不調となった工事の入札について旧東北電力ビル解体工事以外で不調となった入札の状況と再入札の状況及び不落について伺う。

(3) 性能発注について。

① 6年度に性能発注方式で入札した工事は何か。また、過去に性能発注方式で解体工事の入札を行ったか伺う。

② 今回、なぜ性能発注方式に切り替えたのか、考えを伺う。

2、農政について。

以前から「猫の目農政」と言われてきたが、「令和の米騒動」を受け、政府は米増産にかじを切ることになった。また、各JAは集荷率を上げようと概算金（仮払金）の大幅引上げをする報道がされており、7年産の新米の出来が注目されている。

しかし、猛暑の影響を受け、稲刈りも早まり、生産者は収穫に忙しい日々を迎えているが、あまり喜びの声が聞かれない。

高齢化著しい市内農家は、農機具や肥料、燃料の高騰に加え、今夏の高温・渇水に深刻な影響を受けているところもあると聞くが、市はどのように現状を把握し、対応しているか伺う。

(1) 高温・渇水（干ばつも含め）の稲及び田畑への影響と対応について。

(2) 米価の高騰と概算金（仮払金）の増額について。

① 農家の受止めをどう把握しているか。

② 今年の作付で非主食用米から主食用米への変更について把握しているか。

(3) 政府の米増産について、対応を伺う。

3、地区の多目的集会所の固定資産税について。

能生地域で、本来、課税免除となる公的施設の土地に固定資産税が課税され、長年にわたり徴収されていたことが判明した。

なぜこのような事案が発生したのか。

同様な事案は何か所で行われていたのか。

発生した原因と、どのような対応が取られたのか伺う。

以上、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

1 番目の 1 点目につきましては、制限付一般競争入札において、落札率が 1 0 0 %であったものは 1 件で、最も低い落札率は 4 3 . 2 %であります。

2 点目につきましては、6 年度に制限付一般競争入札で不調、不落となった案件のうち、設計や仕様等を見直しているものを除き、契約が完了しております。

3 点目の 1 つ目につきましては、6 年度に、し尿処理施設整備工事を実施しております。

また、過去の解体工事では、3 年度に旧ごみ処理施設の解体を性能発注方式で実施しております。

2 つ目につきましては、この方式は、事業者にとって自らの創意工夫による柔軟な設計が可能となり、工程管理やコスト管理もしやすくなることから、応札意欲の向上を期待して切り替えたものであります。

2 番目の 1 点目につきましては、8 月 2 0 日時点で、水稻の被害面積を 5 ヘクタールと把握しており、支援制度について周知しております。

2 点目の 1 つ目につきましては、概算金の引上げは、米の生産意欲の向上につながるものと捉えておりますが、一方で、米価の高騰に伴う消費者の米離れを懸念する声も聞いております。

2 つ目につきましては、水稻生産実施計画書により、生産状況を把握しております。

3 点目につきましては、今後、国の動向を注視し、農地の集積・集約や担い手の確保・育成に努めてまいります。

3 番目につきましては、申請により課税免除ができる規定となっておりますが、本件については、申請がなされていなかったものであります。

同様な事例は 9 件であり、市町合併時の周知・確認不足が原因であると考えており、現在、合併時に遡り、還付の手続を進めております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度の質問によって、所管の部・課長からの答弁がございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7 番（田中立一君）

すいませんけども、質問の順番を 3 番目の多目的集会施設の固定資産税のことについて、そちら

から伺いたいと思います。

今、1回目の答弁を聞かせていただきました。もうちょっと具体的にこの事案の概要を教えてくださいたいと思います。一体、金額についても大体全部で幾らだったのか、全部で9件だったけどもその内訳、そういったことも含めて教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

今回の事案の関係なんですが、市の条例では、集会施設などに係る固定資産税は課税免除とし、固定資産税を課さないといった規定となっております。今回、地区に課税明細を送付したところ、集会施設の土地に固定資産税がかかっているのはおかしいのではないかと地区から連絡がありました。市のほうで調査したところ、集会施設として使われており、土地の所有者も地区であるため、課税免除の対象となることが判明いたしました。同様な施設は、能生地域に9施設ございます。

原因につきましては、旧能生町の条例では、集会施設の建物のみ課税免除となる条例なのに対して、旧糸魚川市では、建物と土地、両方課税免除となる条例でありました。青海地域は、町で集会施設を所有するといった形となっております。合併時の調整により、新糸魚川市といたしましては建物と土地、両方課税免除とする条例となったものでございまして、本来であれば、その年に対象の地区に課税免除のご案内をすることがふさわしい対応であったと考えております。当時そのような案内をしなかったため、現在まで土地の部分について課税状態となったものでございます。申し訳ございませんでした。

これらのことを勘案し、今回、合併時に遡り、納められた固定資産税の還付を行うことにいたしました。総額で約250万円となります。対象地区には連絡済みであり、申請手続などを経て、還付の処理を進めてまいります。

内訳なんですが、能生地区の9地区がございまして、年税額、1年間の税額といたしましては4,000円程度のものから約4万円程度のものと差があるのが実態となっております。

市といたしましては、引き続き適正な課税を心がけてまいりたいと思っております。

以上となります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

全部で9地区あったということですね。その9地区に対して、全部このことについて説明をされてこられたんでしょうか。どのような対応を取ってこられたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

今回、固定資産税の課税ということで、5月の中旬に課税明細、納税通知書のほうを送らせてもらいました。そのときに1地区から、疑義がある、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに問合せがありまして、その後、確認し、対応してきたところでございます。

その後、ほかの8地区、市で調べまして、土地も地区の名義になっている8区に対して連絡を行い、皆さんご了承いただいて、今、申請手続等をし、これから還付の手続をする、そういった状態になっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

さきの答弁のところで申し訳ありませんでしたという言葉があったので、まずは、私が1つの条件として持ってた今回の一般質問の中での、それはクリアしてもらったなということで、そういう気持ちがあるなど。

それからもう一つ、理由として周知等もしなければいけなかったが、その辺の認識がという言葉を使ったかどうかあれだったんですけども、も、必要だったという話も出たので、なるほどということなんですけれども。

本来、これは申請をしなければいけないという最初の答弁をいただいたんですけども、じゃあ、これは合併に遡るわけですよ、20年前。20年間ずっと払ってたわけですよ。もう小竹課長にすれば、この4月からこちらのほうに担当になったばかりで本当にご苦労だと思うわけなんですけれども。その20年前に申請を、旧糸魚川市、旧青海町は、全部集落からしていたのかどうか、その辺の確認はされてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

旧糸魚川市においては、もともと旧糸魚川市の条例で、土地も建物も課税免除となるといった条例でした。ですので、新糸魚川市になってもそのまま課税免除の状態を引き続き続けておりましたので、申請等はなくていいですか、そのままの状態です。課税免除という対応になっております。青海地域は、旧町のほうで集会施設を設置するといったような形を取っておりますので、基本的に固定資産税のほうは課されておられません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

免除申請が必要だと言いながらも、1市2町が合併して、そのままそれが適用されている地域と適用されていない地域がある中において、今回の事案が発生したんだと思うわけですがけれども。やはりこれは、徴収されてきた側からすると、非常に大きな問題だと思うわけでありますね。私も相談受けたから、これちょっとどうしてというふうに思ったわけなんですけれども、やはり説明がなければ、そのまま従来のもものがずっと続いていくんじゃないかと。有効だというふうに思うのは当然で、従来からの免除されているところは申請はしてないけれども、合併して従来のところでのまま同じ対応したものがそのまま課税されていくというのは、ちょっと当局としては、職務ちょっとどうだったのかなと問われても仕方がないところじゃないかなと思うんですけど、その辺の認識はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

今回地区の問合せにより調査して、結果、判明したわけですが、土地については、糸魚川市全体で約56万筆ございます。全てのところを把握するというのはなかなかちょっと難しい面もあるのかなというふうに感じております。毎年度、課税明細を送る中で、市も適切な課税となるように務めておりますが、今回のように疑義があった場合は市にお問い合わせいただき、新しい課税にさせてもらいたいと思います。

今回の事案、遡ってということでお返りする形を取らせていただきました。その部分が反省のところだと思っております。合併時に、やっぱりご案内をするというところが、一つ少し欠けていたのかなというふうに感じております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中一君）

少し欠けているという言い方もあれなんですけど、大体、先ほど質問とは遡りますけれども、4,000円から4万円の幅があるというふうに答弁いただきましたが、4万円という形になると、集落にとって大変な負担になるわけですね。ついでに数字、じゃあ聞かせてもらいますけれども、一番多く還付した集落へは幾らだったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

今回、20年間遡って一番多くお返ししたところなんですけど、一番最高額で約100万円、20年間分としてお返しした形になります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

20年間で100万円の集落、これもいろいろ話を聞くと、当初は、遡って還付する意思がなかったような話も聞くんですけども、その辺のいきさつと、また、これについて意見書の提出もあったというふうな話も聞くんですけども、その辺の内容と、分かる範囲でお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

地区のほうからご連絡がありまして、当初、お調べしたところですが、条例上は、やはり申請をして課税免除となるといった形になりますので、原則は、やはりその申請時、申請してからの還付、それから以降の還付という形で1回ご説明させてもらったかと思います。その後、意見書等もいただきまして、よく経過をしっかりと市のほうで調査した結果、先ほど来、答弁させてもらっていますとおり、合併時における確認、市のほうのご案内不足、そういう面が多量にあったといったふうに整理いたしまして、今回、20年間の還付となった次第でございます。

以上です。

〔「意見書」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（小竹貴志君）

意見書、申し訳ありません。

お答えします。

意見書につきましては、地区のほうから、やっぱりこの部分についてしっかりと対応してもらいたい。課税免除が、もともと集会室で、条例で課さないという形になっているのに、申請がなければ返さないというのはおかしいんじゃないかといった部分で不服のお話がありました。そういうものをしっかりと勘案させてもらいまして、対応させてもらった次第でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

ちょっと最初の対応がいかがなもんかなと、私は今聞かせてもらって思ったところです。やっぱりこの話をいただいたときに、もっと真摯に対応していただいて、このような経緯がないような、すぐに調べて、先ほどもあった認識のあれが、私やっぱり自分たちの、当局としての責務、幾ら何万筆とか何筆とかあってあろうとも、これは職務の一環であるし、税の不平等が生じているわけであって、違反性も出てくる、非常に重要な案件だと私は思うわけですね。

今の話で分かるように、固定資産税というのは不課税方式ですよ。だから、申告するわけじゃなくて本来だったら、いやいや不課税だから、当局のほうがこれを算定して賦課して、そして通知を出すわけでしょ。どう見てもこれはやっぱり、当時のということになるわけなんですけれども、対応が悪かったんじゃないかと。それをしっかりこの場ではっきり言ってもらいたいと思うわけなんです。免除申請を出さなかったからとかっていうそういう話は、ここでは通用しないんじゃないかなと思うわけなんです。その辺をしっかりとってもらいたいんですけども、もしあれでしたら、理事者側でいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

地区から、意見書が6月23日付で出ておりまして、私、6月26日にその相談を市民課から受けました。そのときは、申請行為がなかったので、課税誤りではないんだがという相談だったんですけども、その理屈はやはり地区にはやっぱり通じないんじゃないかということで、私のほうもお話しさせていただいて、改めて還付の方向で地区と協議してほしいというふうに申し伝えて、今の状況に至っております。

やはり原因は、その合併当時、旧能生町の免除の規定の違いがしっかり説明されない中で申請がなされていなかったということで、これは恐らく行政側の落ち度だったんじゃないかなというふうに思ってます。その点については、関係地区の皆様にもおわび申し上げたいと思いますし、このようなことのないように、またしっかり市民課のほうにも指導して、対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

先ほどの答弁の中で、順次、支払いをしていきたい、あるいは説明をしていきたいというふうに、まだじゃ、これ9地区に対して説明は完了していないということでしょうか。

また、支払いのほうの状況は、今どんなんでしょうか。

また、今まで行ってきた支払いのことについて、あるいは説明について、説明を受けた市民、住民、地域からは、どのような意見が寄せられているのでしょうか。ちょっとまとめて言ってしまうけれども、時間の関係で、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

現在の還付の状況なんです、まず、9地区あるうち1地区は還付を終わっております。3地区に対しては、今、免除の申請を受け付けしております、承認をこれからするといったところになります。あと3地区は、申請書を出してもらいたいという話で、今、区のほうにおいて申請書を作成中そういったことの形になります。最後、あと2地区になるんですが、こちらは電話連絡をさせてもらいまして、状況を理解していただいて、これから申請書を提出する手続だねということで話をされております。

各地区においての感触なんです、皆さん、そういうことだったんだねということで、ある程度理解はしていただいております。

ただ、やっぱりもちろん大きな金額で返ってくる形にもなる地区もあるものですから、そういった逆に、また地区の皆さんにどうやって説明したらいいのかといったようなところのご相談も受けておりまして、その辺、市のほうの連絡、合併時の連絡が悪かったというところも踏まえて、地区の方にご説明いただければというふうな形で相談のほうに乗っているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

まだちょっと時間がじゃあ、かかっていくわけですね。いつ頃を目途にされていくのかなと思うわけですが、今回、税のほう等に詳しい人がたまたまおられて、こういう指摘があったということなんだけども、今回、住民のほうから指摘がなければ、これがずっと続いていた可能性が高いわけですね。ちょっとやっぱり困ったもんだなと思うわけでありまして、金額の多寡ばかりじゃないんじゃないかなと思うわけですね。その辺の認識をもう一回聞かせてもらいたいのと、これ、全額で250万というお話だったんですけれども、恐らく中身、正味の金額じゃないかなと。我々が税を納めなかったりした場合には、納めるときには追徴金、何金、何らかのそういうものが発生して徴収されますよね。これは20年となると大変な金額になってくるなと思うんですけれども、利息ですか、ちょっとよく、何て言ったらいいのか加算金ですかね、そのことについて、今の金額の中に含まれているのかいないのか、あるいは含まれていなければどういう考えがあるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。ちょっと幾つか言いました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

まず、連絡なければずっと課税していたかという形のところなんです、そういう面も議員ご指摘のとおり、ちょっとある可能性がございます。その辺は、市のほうでも反省すべきところだと思っております。課税明細をしっかりと送って、確認していただくというところをさせてもらっているんですが、市のほうでしっかり台帳がございますので、事務をしっかりと進めて、正しい課税となるよう、今後しっかりとまいりたいと思います。



また今、この加算金のほうなんですが、加算金が含まれているかといったことなんですが、今回の還付に当たっては、加算金のほうは含んでおりません。

考え方といたしましては、原則、まず最大で20年間遡れるんですが、15年間は市のほうの確認も含めてお返しできるといった規定になっておりまして、あと5年間は、区のほう、相手ですね、相手方において、領収書なり、そういう証明をもってお返しするといったような規定になっております。その部分が、地区のほうも最後の5年間の部分が少しないんだというお話もありまして、それで20年が返せないというのは市としてもよろしくないの、合併時に遡って返すと。その代わり、加算金のほうは少しつけれないという形で調整させてもらったものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

ちょっと理解できないところはあるんですけども、15年の区切りがあるわけなんですよね、というふうに今聞こえたんですけども、15年のあれが過ぎた場合は、話合い的なところなんだろうかね。それで、今たまたま20年のときにこれが判明したんですけども、ずっとこれから続いていった場合やんかもやっぱり15年だとかという、そういう話になるんでしょうかね。

加算金についても、今のような話の中だから相手に納得してもらったというんだけど、普通はこういった場合には払わないという解釈でということになるんでしょうか、ちょっとその辺が曖昧に聞こえたんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

原則は、やはり20年といった形が規定となっておりますし、民法上においても遡る期間は20年といったことが原則となっております。

加算金につきましても、その要綱に基づいて返すということが基本になるんですが、議員おっしゃるとおり、合併時における連絡不足、そういった観点もございますので、今後、似たような事例が発生した場合は、少しそのときに協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

あんまりこればかりやってもあれなので、住民側には丁寧な説明がやはり必要ですし、納得していただけたかどうか。やはりしっかりおわびをすることも必要だし、今後また一番大事なのは、同様のことがまだほかにあったら困るのだけれども、ちゃんとその辺の調査をしていただけるかどうか、あるいはされてるかどうか、その辺のことも答弁していただきたいと思います。ほかの事案

のことについて、固定資産税もそうなんだけども、不課税に対してしっかりと対応してもらいたいと。そのことについて答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

今回の件につきましては、大変本当に申し訳なかった件になると思います。おわび申し上げます。

同様の事例があるかどうかということなのですが、今現在、固定資産税の課税台帳に載っている集会施設は107ございます。そのうち約半分ぐらい、50施設ぐらいは既に課税免除となっております。そのほかにつきましては、基本的には個人地、個人の土地の上に集会施設が建っているということになっておりまして、その部分については、原則、借地料が支払われているものといった形で、その場合は課税免除になりませんので、課税されている状態となっております。

ただ、今回のことを契機に1回確認する必要があると思っておりますので、市のほうでは、適切な課税となるよう調査をこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

大変な作業になるかもしれませんが、しっかりお願いしたいと思います。これ以上出てこないことを期待したいと思いますが。

あと1点だけ聞かせてもらいたいのは、こういう場合の会計処理というのは、当初予定してなかったお金になってくるわけなんですけれども、どのように処理をされるのでしょうか。

また、これが発生した、こういったことについては、議会報告とかそういったことについてはどのように考えているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

今回の還付の処理の金額250万円の支出といいますか予算なんです、市のほうで市税、市民税ですとか固定資産税ですとか国民健康保険税ですとか、そういうものを還付する際に、持っている予算科目、還付加算金の還付事業がございます。その中の既決予算の中で、今回対応させていただきます。ちょっと大きな金額になるんですが、今、その中の事業費の中で今対応できる予定とはしておるんですが、もしできなかった場合は流用などの対応をして、対応するといった形で考えております。

以上です。

〔「議会对応」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（小竹貴志君）

失礼しました。議会对応につきましては、今この決算ですね、決算のところで還付があったといった形で報告させていただく形になるかと思っています。

以上です。

○議長（古畑浩一君）

ちょっと暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 46 分 休憩〉

〈午前 11 時 46 分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

今、不祥事という話もあったんですけども、課税誤りではないというふうに私どもスタンスを取っております。それで、免除の申請がなかったということでそういった形で捉えており、通常の形での還付というふうな方式で今考えているところなんですけど、今、改めてこの議会の中で指摘されたことについて、所管の委員会等で報告をしないというのはどうかというふうに思いますので、改めて所管の委員会のほうでご報告はさせていただきたいというふうに考えております。

また、これまでのいろんな手続、特に地区の皆さん、9地区あるわけですよ。例えば1地区であれば、あそこが申請が漏れたということも考えられるんですが、複数地区だということで、多分、市のほうからの説明がなかった案件だろうというふうに思ってます。このことについて、9地区の皆さん、また議会の皆さんにも、改めておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

もう本当に、冒頭申し上げたように、小竹課長は本当、この4月からなったばかりで大変ご苦労だなと思うわけですし、今副市長から答弁いただいて、しっかりお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

税の賦課というのは、やっぱり市民に平等でなければならないのは当たり前なんですけれども、今回、相談を受けたから一部は支払い済みということもあったんですけども、いろいろ確認しな

ければいけないこともあるかと思って上げさせてもらいましたけれども、やはりこういったことが発生した徴収のことについてはね、違いがあるということについては市民の中でね、やっぱり不平等というものがやっぱりあるわけですし、また、本当に気持ちの上でも遺憾であるなと思いますので、しっかり認識を新たにして、対応していただきたいと思います。

この件についてはこれで終わりにしたいと思いますが、対応をよろしくお願いします。

ちょっと時間があれですけど、1番の順番のほうにさせていただきます。

入札で100%とか高い落札率についてなんですけれども、初めにお断りしておきますけれども、落札率が100%という、あるいは高い落札率は、別に悪いという意味で言ってるわけじゃなくて、むしろ企業というのは少しでも高く入札したいのが当たり前。また、自分のところで落としたいというのも当たり前なんで、一生懸命勉強したりして、企業努力されているうちの結果かなという側面があるかと思います。これは、あくまでも公平公正にされている入札の中での話なんですけれども、そういうことで、あまりイコール悪いイメージというふうに持たないで聞かせてもらいたいですけれども、この落札率100%というのは、先ほどの答弁では1件ということでしたけど、1件でよろしかったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

お答えします。

市長答弁にありましたとおり、6年度制限付一般競争入札におきましては、100%落札は1件でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

私、6年度と言ったから、あれなんですね。ちょっと今回いきなり個別の案件のことを話しても、いきなりだと大変だろうと思って、またスムーズに進めるために、一応どの案件のことに聞きたいといった中で100%については、谷根の圃場排水路の災害復旧、こちらは6年度じゃなくて5年の11月でしたね、すいません。これも100%。それから、能生の浄化センター汚泥処理施設、これも100%で、恐らく1件というのは、このことを言われたのかなと思うんですけれども。年に大体1つか2つぐらい100%、あるいはそれに近いものがあるということで理解してよろしいんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

今、手元にある資料で申し上げますと、先ほど令和6年度は1件というふうにお答えさせていただきました。また、直近で令和4年、同じく制限一般競争入札に係るものでございますが、4年は

9件、令和5年は5件でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

結構あるんですね、100%。

私は、さっき言ったように、2件をちょっと注目してるんですけども、最初の谷根のほうは504万円に504万円の100%で3者入札。で、最低制限価格が設けてあって、ほかの2者は失格になっている、要は最低制限にならなかったということ。

もう一個の能生のほうは、その逆のパターンで435万に対して落札が435万の100%なんですけれども、これは逆に高い、予定価格よりも2者とも高いと。みんないずれも3者入札なんだけれどもこのような状況だということであってちょっと目を引いたんですけども。

もしもこれ、こういう最低制限を設けていなかったら、そちらのほうに、ほかの入札のほうに落ちる可能性が高かったということになるわけですね、最初のほうのあれはね。こちらのほう、また今度は逆に、3者のうちの2者が全部、予定価格よりも上だという話になると、この2つに共通しているのは、予定価格というのはちゃんとされていると思うんですけども、ちょっと不自然だなというふうに感じたものですから、その辺の認識を伺いたいと思ってお知らせしたんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

今ほど議員からご指摘のありました2件につきましては、設計内容、また予定価格につきましては、担当課よりも誤りはなかったものというふうに、私ども財政課としても認識しております。

ただ、結果として100%落札になっておりますので、その辺につきましては、先ほど議員のお話の中にもあったとおり、それぞれが落札を目指して、最低価格があるものにつきましては最低制限価格ぎりぎりを狙ってくる。また、企業努力の中で何とか積算して入札にまでこぎ着けたんですけども、やはりこの部分については、経費も出さなきゃいけないし、物価も高騰している、人件費もかかるということも踏まえて、ここぐらいは金額に抑えて入札しなければならないというふうなところで、それぞれ各企業さん、苦勞される中で入札している結果だというふうに認識しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

そういう答弁でないと、また困るんですけどもね。

ちょっとこのことに固執したら時間がなくなっていくのであれなんですけども、要は、最低制限じゃなくて調査基準価格にすると80万から100万ほど安く上がるのになというのが気持ちの中

にあるわけなんですよ。

その典型的なのが、この低い落札率のほうなんですけれども、低い落札率の中で43%というのは、恐らく私の調べたところと同じかと思うんですけれども、B&Gプールの解体工事ですよ。これは1,850万円の予定価格に対して、調査基準価格、これは最低制限を設けないで、調査基準価格、それが1,657万円。落札額は、何と800万円の43%で、もう一者、2者入札だったんですけれども、もう一者のほうは予定価格に近い97%で1,790万。これは最低制限価格ないので、800万円のほうに落ちたというわけなんですよ。これは見事に1,000万近く、1,800万ほどの事業で1,000万近くお金が支出しなくて済んだという話ですわね。恐らく調査基準価格があるから、低い入札に対してはちゃんと調査されたから、ちゃんと期待された工事はきちんとされたと。じゃあ一体、予定価格は何だったのという話になっていくんじゃないかなと。ちょっと素人考えで、数字だけ見ての話なんですけれども、その辺のことについては、いかがお思いでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

川合生涯学習課長。〔生涯学習課長 川合三喜八君登壇〕

○生涯学習課長（川合三喜八君）

能生B&G海洋センタープール上屋解体工事が、落札率が低くなった理由でございますが、今回、仕様書発注で行いました。工事費の積算の際は、施設全体を固定式の足場を設置するということで積算しましたが、ただし、その固定式の足場の設置は任意ということにさせていただいておりました。

落札業者につきましては、固定式の足場ではなく、小規模な移動式のローリング足場を選定されて、車輪がついて、それを移動しながら解体作業を行うということで、そういった部分で落札率が低くなったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

これ例の木浦地区公民館の解体で入札に当たった2者と同じだったということもあってあれなんですけれども、これまでも予算を削減できた、これはいい例じゃないかなと私は思って、上げさせてもらったんですよ。1,000万も浮いたんですからね、予算が。本当に貴重なお金だと思いますよ。

もう一個、青海浄化センターの汚泥処理の施設のほうは、予定価格3,200万に対して、最低制限価格、こっちは最低制限価格を設けてあるんですけれども、落札額は2,995万、約3,000万近い93%。ほかに、やはり2者があったんだけど、今回これは、2者が最低制限価格があるために1,700万、1,400万というふうに非常に低い数字、予定価格の半分以下、あるいは落札額の半分以下の数字、これがうまくいってれば、これだって半分で予算が済んだんじゃないかなと。こちらのほうは予算削減に至らなかった例だなと私は思うんですけれども、このことについてはどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

先ほど生涯学習課長からご説明差し上げたB & Gプール、こちらにつきましては議員のほうで調査基準価格というふうなお話されてるとおり、発注方式が、仕様書発注方式という形でやらせていただいております。

また、青海浄化センターにつきましては、今ほど最低制限価格、こちらがあるがために低い価格で入れてしまった2業者につきましては、残念ながら失格になってしまった。この辺につき、どうかというようなことかと思っております。

制限付一般競争入札で実施する場合は、私ども最低制限価格を設けるというふうなルールになっておりますので、それに準じてやっております。

ただし、仕様書発注方式につきましては、最低制限価格を設けないものですから、その代わり調査基準価格というものを持ちまして、それを下回った場合に、完全な私どもが要求する水準の成果品が上がるのかどうかを、下回った場合には調査するというようなものでございます。ですので、それぞれ制度につきましては一長一短があるかと思えますし、先ほどの仕様書発注方式になじむものとなじまないものやっぱりございますので、その辺は、私ども担当課とも話をしながら、こっちは仕様書発注、こっちは原則の制限付一般競争入札、そういうふうなすみ分けをしながら、入札のほうは実施しております。

以上です。

○議長（古畑浩一君）

田中議員の一般質問の途中でありますが、昼食時限となりましたので、暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

〈午後0時01分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

今ほどは予算を削減できた例と予算削減に至らなかった例ということで、例を挙げて聞かせていただきました。特に後者のほうなんかなんですけれども、答弁の中で仕様書で発注という言葉があったかと思うんですけれども、仕様書の発注の場合には、参考見積りを取られて、それによって予定価格とか積算をしていくんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のことと、その見積りを取

る業者さんは、大体何者ぐらいだとか、誰がどのようにして決めていくのかなと、ちょっとその辺が気になるんですけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

まず、仕様書発注方式について説明させていただきます。

こちらの方式につきましては、私ども、令和4年度から試行的に実施しているものでございます。建設工事の発注に当たりまして、特に営繕系の単一工種に限ってやっております、市として、工事としては電気や機械の工事、改修ですね、そういったものだとか、管工事や解体工事、そういったものも対象としてやっております。設計書を省略して、仕様書と図面の添付によって発注する方式となっております。

じゃ、参考見積りは何者からというご質問だったと思うんですが、基本的には3者以上から参考見積りを依頼しまして徴収するというようなやり方を取っております。その参考見積りを徴収する業者の選定につきましては、所管課のほうと、また、都市政策、設計の知見のある担当課とも協議する中で、実績のある、市内で実績のある業者さんで、3者以上でお願いするような形を取っております。

こちらの制度、ちょっと補足して説明差し上げますと、先ほども出たんですが、最低制限価格は設定しておりませんので、その代わりに調査基準価格を設定して、最低応札額がこれを下回った場合に低入札価格調査を実施すると、そういうふうなやり方でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

今の答弁、大体、恐らくそうだろうなということは私も。話の中で、工事において、最低制限価格をどういうときに設けて、設けなくて調査基準価格ですか、を設けるのはどういったときに設けるのか、その辺の違いというのはどうなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

まず、一般的に私もやってるやり方としまして、制限付一般競争入札がでございます。そちらのやり方につきましては、自治法等、関係法令に基づきまして、最低制限価格を設けております。

逆に、調査基準価格を設けるものにつきましては、当市の場合でございますと、要するに制限付一般競争入札以外のもの、例えば今ほどから説明しております仕様書発注方式だとか、また、性能発注方式とか、そういった違うやり方のものにつきましては、最低制限価格ではなく調査基準価格を設けて、入札のほうを執行しております。



〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

今、あるいは先ほどの答弁で、やっぱりもう一点気になったのは、今これ令和4年から試行というふうにおっしゃったわけですが、参考見積りを取った業者さんも入札に参加されるのかどうか、その辺のところで競争性は担保されるのかどうか、今聞きながら思ったんですけれども、その辺は、してなきゃ困るわけなんですけれども、明確にその辺のことをお願いできますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

仕様書発注方式におきましては、3者以上から参考見積りを徴収というようなお話を先ほどさせていただきました。その参考見積りに基づきまして、私ども予定価格を設定するわけでございます。その際には、見積りをいただいた参考見積りの中から、最低の価格が設定されたものについて、私どもその内容を見ながら、予定価格を調整して設定するというふうな形になっております。それに基づきまして一般競争入札するわけなんですけれども、その際には、もちろん参考見積りでご協力いただいた、提出いただいた業者さんも入札参加することは可能でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

お話伺ってるだけだと、先ほどのようなB&Gプールだとか青海浄化センターのようなことが起こらないんじゃないかなと、普通に入札していると起こらないんじゃないかなというのが現実、でも起こっているわけですね。偶然だったんでしょうか、それとも企業努力なんんでしょうか。

ただ、こういう100%、あるいは本当に近い落札があった場合には、それなりにまた分析調査というのはされているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

今ほどご指摘の内容につきましては、私どももそういった数字、落札率等を見ながら、内容はチェックしております。

また、私ども年3回、入札監視委員会を開催しております。こちら、専門的知見をお持ちの5名の委員の方々から抽出いただいた案件について審議いただいているものでございます。今ほど議員おっしゃるとおり、各委員の皆様も視点につきましては、100%落札だとか、そういった視点については十分に審議する必要があるということで抽出されるケースが多くなっております。ですので、私ども担当課としてもチェックをしますし、また、抽出案件として上がった際には、そういつ

た専門的知見をお持ちの委員からもご意見をいただきながらチェックをしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

私も入札監視委員会、時折、100%じゃないですけどもね、傍聴させてもらっている。その中において、やはりその点も指摘されているなというふうに感じているわけですね。なので、今回あえて、これもまた聞かせてもらいました。恐らくそのとおりだと私も思います。

次の、じゃあ不調と不落のほうに入らせてもらいますけれども、不調と不落の、この一、二年の見たら結構やっぱりあるんですね、不調・不落。

ただ、今ほどの答弁だと、最初の答弁だと、再入札等でほぼ入札が終わっているというふうに答弁されてましたけども、ちょっとその辺を確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

これまで不調・不落になったものにつきましては、先ほど市長からの答弁にございましたとおり、今後、引き続き設計の見直し等を検討しているものを除きまして、落札決定しております。

令和6年度で申し上げますと、旧東北電力ビルの解体工事、5回不調ございましたが、そちらを含めまして、6年度では23件不調となっております。ですので、そのうち東北電力ビルの解体は置きますと、落札決定しておりますし、3件については見直しをしているというような状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

またこういったことを、また次の機会にでも聞かせてもらうことにさせていただきますね。ちょっと時間があれなので、先に進めさせていただきます。

性能発注ですけども、最初の答弁で、門戸を広げるような話をいただいたかと思うんですけども、これまでに、もう一度聞かせてもらいますけど、何件性能発注、これまで行われたのか。実際、性能発注では、門戸を開くという形の中で、大体何者ぐらいずつ入札に参加しているのか、分かりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

これまで当市で性能発注方式で実施している工事案件につきましては、今年度の旧東北電力ビル等の解体工事を含めまして5件でございます。直近で、それ以外ですと、令和6年度に、し尿処理

施設の整備工事を実施しております。

先ほど応札業者の数ということなのですが、今ほどの6年度のし尿処理の工事につきましては1者となっております。すいません。手持ちがないんですけど、その前ですと、令和3年度の旧ごみ処理施設の解体工事でございまして、こちらのほうは、同じく性能発注方式で入札を行ったわけですが、入札参加された業者は5者となっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

性能発注、市内においては非常に例が少ないという印象を受けました。それなのに今回、あえて切り替えて性能発注にした。しかも直近の例でいくと、その前は、今5者とおっしゃったんだけど、し尿処理、私も調べたら1者だけでしたね。なかなか門戸を開いたというふうには思えないわけなんですよね。むしろ性能発注の場合は、いろいろとノウハウを持っている、あるいは技術を持っている、非常にそういうことが求められる企業に対して有効だけれども、そうでなければ、市内の業者においては厳しいんじゃないかなと、むしろ狭めていくんじゃないかなと、そのように私は感ずるんですけども、その辺の認識は違うんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

私ども今回、7年度、性能発注方式で実施する前、これでやると決めた際には、今ほど議員のほうからお話があったとおり、また市の答弁にもあったとおり、門戸は逆に広がるもんだというふうに感じておりますし、そういうふうと考えて実施したところでございます。

ただ、今ほど現実を見ますと、過去においては5者あったケースもございますが、1者だったということもございますので、かなり極端といえば極端なのかなと思っております。

ただ、性能発注方式のメリットももちろんございますので、やっぱり入札参加される方が、設計と施工一括で発注されると、受けた側が、先ほどの市長答弁とかぶるんですけども、コスト管理だとか、また工程管理、今、物価高騰だとか人件費の上昇だとか、本当に日々目まぐるしく変わる中で、私ども設計を組んで、通常どおりのやり方をやりますと、どうしても今のこのスピード感についていけないといいますかね、価格の変動差があって、実際の市場価格に合っていないような予定価格の中で入札参加をお願いするようなことになるかもしれないというふうに考えております。ですので、今回、性能発注方式は、これからどうするかということは今後の検討課題なんですけれども、この方式自体についてはメリットはあるものと思っております。通常であれば入札参加される方は多いものと考えております。

ただし、やっぱり議員おっしゃるとおり、そこには設計から関わりますので、専門的な知識をお持ちの業者さんが入札参加されるケースが多くなるのかなというふうには感じております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

これまでの性能発注方式で入札を行ったのは、今のし尿処理、また、その前の旧ごみ処理施設の解体、そのような話、やはりノウハウを求められる。また、その辺の知識がないと、あるいは技術がないとできない業者、そういう特殊な解体工事を含めてですね、建設もそうだけでも、例になってるんじゃないのかなと。

今回の場合は、単純に言って言ったら、ちょっと行き過ぎなんですけれども、ビルの解体工事ですよ。処理施設やいろんな機械器具があるわけではないわけですよ。それなのに性能発注、しかも2棟のうち1棟は、四百何十万かかけて設計、お金払ってるわけですよ。だけでも、それも全部含めて設計施工一括なんですよ。ちょっとそれおかしいなって私は思うんですよ、もう。特別委員会でもちらっと聞かせてもらったんだけど。じゃ設計と施工を一括にやるって、じゃ四百何十万はどうなるのと、私はちょっとその辺も疑問なんですけども。特殊な技術で何か必要な性能、それを発揮してもら、ノウハウを発揮してもら性能発注なんだけれども、その辺に矛盾は感じないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

室橋こども課長。〔こども課長 室橋淳次君登壇〕

○こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の旧東北電力ビル、また宮田ビルの解体につきましては、旧東北電力ビル分につきましては、令和5年度に解体設計というものを実際行っております。

ただ、宮田ビルにつきましては、解体設計を行っていない状態で、今回2棟合わせて実施する中で、工事に関しましても一方向からだけではなく複数方向といったところの想定も事業者さんのほうでできたりするのではないかなといった、そういったところのご提案も期待する中で、先ほど財政課長説明した部分も踏まえながら、そういったところも加味する中で、今回、昨年度5回不調に終わっているといったところも踏まえて、性能発注ということで発注をしているといったところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

ちょっと確認させてもらいますけれども、性能発注での入札で、入札後、いろんなことが判明して増額を求めた場合、性能発注方式だから一切精算は行わない、増額を行わないというふうに聞くんですけれども、これは間違いはないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

内山都市政策課長。〔都市政策課長 内山俊洋君登壇〕

○都市政策課長（内山俊洋君）

お答えいたします。

性能発注方式は、基本的に設計施工一括ということで、事業所の方から提案を受けて、それを設計書にして入札をかけるといった方式になります。基本的に、ご提案を受けて設計書承認してるものですから、その提案の内容に合致したものについては、変更があった場合についても、変更の部分は見ないよということで話はさせていただいてます。

ただ、提案した以外の事象が発生した場合、これについては協議の対象になりますので、そういったところについては協議をして、変更するものは変更して見ていくという形になろうかと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

で、今の答弁やこれまでの答弁を聞いてて、じゃ有害物質、単純に言うと、単純というか分かりやすく言うとアスベスト、それからPCB、こういうものが解体工事にはついて回ると本当にこれが、当初と見込みが違ってきた場合ということは多々あるんじゃないかなと。木浦地区公民館がそうでしたね。これやったときは増額を認めましたね。木浦地区公民館のときに性能発注方式やっていけば、増額を認めませんって話になるのかな。もしそうだったら、また入札が違ってくると、そういうふうに思われるわけなんですけれども。こういう場合はどうなるんでしょうか。見て、入札をやった。でも旧宮田ビルや何かは全然分からない。その中でやったら、PCBや、それから石綿が懸念されると、あるいは出てきたという場合も増額精算の対象にはならないのかどうか、いかがなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

内山都市政策課長。〔都市政策課長 内山俊洋君登壇〕

○都市政策課長（内山俊洋君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、アスベスト、それからPCBの関係、これについては仕様書の中で明記をさせていただいております。基本、あるもの、みなし処理という、あるものとして提案をお願いして、それを私どもは採用しておりますので、量が新たに、業者さんが予定したところとは別に出てきても、変更の対象とはしないという形にしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

アスベストにしてもPCBにしても多種多様、レベルも違ってきている。そのレベルが違うと、先ほど話した公民館のように倍額の予算になってしまう。それなのに当初の見込みと違ったからと

いってできないとなると、業者さんのほうは入札しづらいんじゃないかなと。非常に、どれだけかけたらいいのかな。内装材や、あるいは周辺のことも考えたりすると、非常におっかなくて、じゃその分も全部予算に見て、入札中に見た場合には、今度、多額になっていって、予定変更を超えてしまう、そういう可能性があるんじゃないかなと。よっぽどこの辺のことについて詳しい、あるいは情報がないと、どうしても範囲内に収まらないから、性能発注の場合には、怖くて少し予算を打ったらもう、少しというか、やっても多額の金額になっていく。どうしても、じゃ不調になっていく。その辺のところがちっと予見されるんじゃないのかなと、私は、今回これ、調べながら思ったんですけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

内山都市政策課長。〔都市政策課長 内山俊洋君登壇〕

○都市政策課長（内山俊洋君）

議員ご指摘のアスベスト等につきましては、そのために業者さんのほうで設計をしていただく、当然アスベストあることを含めた中で設計をしていただくということでございますので、そのために現地の踏査ですとか、あと設計の期間、アスベストあるかないかの調査も含めて見積りを依頼していることでございますので、当然その部分も提案の中の一部として出していただくといった方式になります。ですので、業者さんのほうは、アスベストがある・なしという部分については、事業者さんのほうで判断をされて、提案をされてきているものというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

日程を見ても、結構厳しいんじゃないのかなと。入札の公告から、それから入札の開始までの間、それからいろいろと疑問に思ったことを質問されたりもするだろうし、そのことを踏まえて、入札の公告から入札開始、開札までの間が2週間ぐらいでしたっけね。それまでの間に全部積算をしてやっていく。むしろ私としては、もう旧東北電力ビルのほうは設計書もあるわけだし、旧宮田ビルのほうをもっとしっかりと精査をして、積算してやっていったほうがいいんじゃないのかなと。業者さんもそのほうがいいんじゃないのかなというふうな印象を、今日も聞きながらやっぱりそう思いました。

農政のほう大分気になるんですが、時間がなくなったので、ここで、私の一般質問のほうを終わりにさせていただきますが、この後の、また入札のほうもしっかりと落札できるように期待したいと思います。

また、今現在もう入札されて、今日から入札ですか、コンサルタントのほうも始まっているなど、そちらのほうも不調にならないように、あるいは、うまいあれができるように期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

以上で、田中議員の質問が終わりました。

次に、和泉克彦議員。